

## 平成24年第3回定例会 震災対策調査特別委員会

平成24年9月24日

### 渡辺委員

私からは、最初に、この条例の施行の期間について、藤代委員からも少し出ておりましたけれども、見直し等について聞きたいと思います。

具体的な話を聞く前に、併せて今回それ以外の地域防災計画、二つの修正について出ていますが、この災害対策計画自体は何年で見直すという話になっているか、確認したいと思います。

### 災害対策課長

実は計画を例えば毎年見直すとか、5年に一度見直すとかという計画自身に明記されているわけではございません。実は必要に応じてどんどん見直すということで、毎年見直した例もございますし、しばらく見直さなかった例もありまして、随時必要に応じて見直してきているというのが現実でございます。

### 渡辺委員

今回の条例の中で、例えば3ページの下の方に、県の責務とありますけれども、この中にも記載をしてありますが、県としては地震防災計画を策定し、その計画の進行管理を行って、総合的な対策を行うというふうに、ここに記載をしてあります。この流れは流れでいいと思うんですけども、先ほどの質問からすると、国も県も様々な計画が要は年限も切らずに、必要に応じて臨機応変に、必要だからだと思っておりますけれども、随時変わっていくと、これは非常に重要なことだと思うし、力量性というか、柔軟性は必要なんだと思っておりますけれども、そういうことも踏まえながら、先ほどの話に戻りますが、そうするとこの条例が本当に5年という、こういう表現を表に出しました。私は5年が悪いと言っているわけではございません。他の事業が5年というルールの中で動いている中で、そういう意味では県の条例全体として5年で必ずやるというルールがあって、それに基づくんですけども、もうちょっと柔軟にやるよという表現を私はその他の部分の施行期間の中の見直しのやり方の中に入れるべきではないかという気もするんです。

先ほど来、課長の答弁の中で、今ある条例の中で随時という表現があるものがほとんどなくて、あるのは唯一議会基本条例だと、我々がつくったものが県民の様々な思いで随時柔軟に対応していくという文書を入れさせていただいたんですけども、そうだという御説明がありました。

私は、この条例というのは、そういう性質に値するものではないかという気がするんです。例えば、今回の条例の一番最初、目的のところ、この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守ることが極めて重要であることに鑑み、という表現が出ています。そういう意味からすると、他の条例と少し性質を異とした部分もあると思っておりますし、こういう条例だとか法令に基づく国だとか県の様々な計画がそれぞれ随時年限を持たずに、ともすれば毎年のように変わってきます。

さらには、当然我々全議員共通認識の中で、今後も国の様々な計画だとか災害想定、こういうものも随時変わってくるという中で、こういう施行期間が5年を経過するごとにうんぬんという表現について、この5年というのは残してもいいですが、要は県の姿勢として県民の思いに柔軟に対応するような表現が入っていた方がよろしいのかなという気がするんです。

あわせて、先ほど御答弁の中で、随時進行管理とローリングをしていくという話だったと思うんです。そういう意味では、進行管理、ローリングというのは県庁の中でされるのでしょけれども、我々議会の方では委員会等で質問すればいいのかもしれませんが、我々議会の方にもつまびらかになって、ある程度のタイミングで見直すみたいな部分があれば、チェックしやすいと思うんですが、その辺もう一回御答弁いただけますか。

#### 災害対策課長

5年の見直し規定といいますのは、何もうまくいっているときもありますし、忘れ去られていることもあるんですけども、変化がなくても、5年たてば必ず見直していく。その見直していく中で、有識者ですとか、皆さんの御意見を頂きながら、ゼロベースで見直して、不要であればそこで廃止することもあるでしょうし、よりよく変えることももちろんございます。そういう形で、ローリングルールといいますか、要綱で決まったそういうものでございます。

ただ、委員御指摘のとおり、今回の条例というのも必要に応じて随時というのは当然のことでございます。そのこと自身、委員の皆様方と同じ思いでございますけれども、この部分につきましては、具体的に例えば条例をつくるに当たって、別の何か課題があるとか、現時点で見えているものがもしあるのであれば別ですけども、とりあえずの到達点としてやっていく中で、将来新たに出てくるものに対してというところでは、ちょっと随時という言葉は難しいんだという立法技術上の話がございます、説明ですとか、解釈の部分できちんとした間違いのないような説明を付けさせていただいて、是非委員の皆様と共有させていただきながら、毎年でも必要があれば考えていきたいと思っております。

計画も実は平成7年に阪神・淡路大震災のことを踏まえて計画をした後、いろいろと原子力関係の細かいところは変えたんですけども、大規模に変えたのは、その後平成16年まで実は計画自身もわりと長い流れの中で、動いていなかった時代もございます。ただ、今後はそうはいかないと思っておりますので、肝に銘じて動かしていきたいと思っております。

#### 渡辺委員

立法技術的な問題で、こういう文章にされたのではないかと思いますけれども、それが神奈川県らしい条例のつくりというか、例えば我々がこうやって委員会の中でいろいろ質疑をしているので、今の課長の思いとか県の思いというのは理解をするんですが、条例だけを見たときには、なかなかそれが理解しづらい部分があると思うので、そういう意味ではもう少し飲み込めるというか、

是非神奈川モデルらしい条例にしていきたいという御要望をさせていただきたいと思います。

それと、あと今、課長から御答弁がありましたこの計画については、昔は変えないときもあったと、ただ最近は随時変わっているという表現があったと思うんです。

通常の様々な県に関連する計画だと、大体3年とか4年、長いもので5年、こういう計画で、様々なものが動いていると思うんです。それに比べると、毎年変わるような計画を持っている、こういう対策というのは、他の条例と違う扱いをしていくべきだと思いますので、再度御要望としてお願いしたいと思います。

次に、この条例ができて、県民の立場に立つと一番大事なことは、実効性だと思うんです。先ほどからも質問が出ていると思います。

その中で、実効性を担保するという意味で、委員会の中で出てきているキーワードだけで話をすると、条例があつて、計画があつて、あと先ほど来、マニュアルという話が出ています。市町村との連携については、今後マニュアルを作成して、この条例が執行できるようにしていくんだということでありましたし、事前復興についても、平成20年にマニュアルができていたという御答弁がありました。

そういう意味からすると、本当に実効性を担保するという話からすると、条例も大事ですが計画も大事、さらには本当にそのことがうまく回っていくかということになると、このマニュアルというのが非常に重要なのかなという理解をするわけです。

そうなってくると、先ほども計画が随時変わっている、毎年のように変わっている。あるいは条例についても、柔軟に実際は対応していくということになると、例えば先ほども事前復興のマニュアル、これは平成20年に作ったという話ですが、またさらには市町村の連携マニュアルを今後作るということですが、マニュアルの改定の期間については、どのように考えていますか。

#### 災害対策課長

マニュアル自身に何年で見直すということが書いてあるわけではございません。ただ、必要に応じて計画が変われば、計画が変わった部分に対応してマニュアルを変えていかなくてはいけないと思います。

それから、マニュアル自身も実際に訓練等で動かしていて、不都合があれば随時見直していく必要もあると思います。そういう意味では、もっと頻繁に考えていかなくてはいけないものであると、現場に合わせていくものだと思っております。

#### 渡辺委員

その辺いろいろと重要だと思いますので、この条例の問題と計画の問題と、実際に様々な参考にするマニュアルの問題、今の御答弁があったような流れの中で、しっかり対応していただきたいということを要望させていただいて、私の質問を終わります。